

「点検整備済ステッカー」裏面の改正箇所について

<18年用ステッカー>

今回の許可に係る新様式

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認 証 番 号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

<b>18</b>	年	月	日
-----------	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
  - ・平成19年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A ○○○○○○

従来通りだった場合の様式

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認 証 番 号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

<b>18</b>	年	月	日
-----------	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に貼付すること。
  - ・平成20年3月31日まで1枚に限り貼付可。

A ○○○○○○

※ 見やすいよう拡大してあります。サイズ等に変更はありません。

<19年用ステッカー>

今回の許可に係る新様式

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認 証 番 号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

<b>19</b> 年	月	日
----------------	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- 前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- 平成20年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A ○○○○○○

従来通りだった場合の様式

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認 証 番 号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

<b>19</b> 年	月	日
----------------	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- 前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に貼付すること。
- 平成20年3月31日まで1枚に限り貼付可。

A ○○○○○○

※ 見やすいよう拡大してあります。サイズ等に変更はありません。

<20年用ステッカー>

今回の許可に係る新様式

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認証番号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

20		
年	月	日

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- 前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- 平成20年4月30日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A ○○○○○○

従来通りだった場合の様式

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認証番号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

20		
年	月	日

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
- 前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に貼付すること。
- 平成20年3月31日まで1枚に限り貼付可。

A ○○○○○○

※ 見やすいよう拡大してあります。大きさに変更はありません。